

市立旭川病院は令和6年2月1日から

# 初診時の選定療養費 (特別の料金)が変わります

市立旭川病院からのお知らせ

初診の方は、紹介状をお持ちください

市立旭川病院は「紹介受診重点医療機関」に指定されました。医療機関同士の役割分担により、患者さんが適切な検査や治療をよりスムーズに受けられるようになり、待ち時間の短縮などが期待されます

	令和6年1月31日(水)まで	同年2月1日(木)から	その他
医科初診時	1,100円	→ 7,000円	当院から他の医療機関への紹介状を交付されても当院を受診した場合は、再診時の選定療養費がかかります 医科3,000円、歯科1,900円
歯科初診時		→ 5,000円	

## 「紹介受診重点医療機関」とは？

かかりつけ医などからの紹介状を持って受診いただくことに重点をおいた医療機関で、手術・処置や化学療法等が必要とする外来、放射線治療等の高額な医療機器・設備を必要とする外来などを担います

## 「選定療養費」とは？

国の制度により、外来機能の明確化・連携を進める観点から、紹介状を持たずに外来受診する患者等から初診料・診察料等とは別にご負担いただく特別の料金です

## 選定療養費ご負担の対象とならない方

- 他の医療機関からの紹介状をお持ちの方
- 特定健診・がん検診等の結果により精密検査受診の指示があった方
- 国の公費負担医療制度や障害者医療等を受給されている方
- 生活保護法の医療扶助の対象となっている方 ほか

※いずれも税込み。

ご不明な点は、  
お問い合わせ  
ください

●お問い合わせ  
市立旭川病院医事課  
☎24・3181